

# 会 則

平成19年4月1日実施

平成23年4月1日改正

## 第1章 名 称

第1条 本会は、新宿区エコ事業者連絡会と称する。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、新宿区の環境、ひいては地球環境の保全に寄与することを目的とし、環境保全に関する調査研究および環境関連の知識・情報等の普及を図り、環境保全行動を推進する。

## 第3章 事 業

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 環境保全に関する取り組みの事例発表会、情報交換会
2. 環境保全に関する調査研究および普及啓発
3. 会員の相互交流
4. その他本会の目的達成のための事業

## 第4章 会 員

第4条 本会の会員は、第2条の目的および第3条の事業に賛同するものとし、会員の種別は法人会員と個人会員の2種とする。

第5条 入会希望者は事務局への申請をもって行い、理事会の同意により登録とする。

毎年度末までに会員から別段の意志表示のない場合、翌年度も本会の主旨に賛同し入会を継続するものとして扱う。

なお、退会等別段の意思表示は本会に対して文書を持って届け出るものとする。

## 第5章 役員・顧問

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長 1名 副会長 1名 理 事 若干名

第7条 役員は、総会において法人会員の中より選出する。

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

会長は本会を代表し、諸般の会務を統轄し、総会および理事会の議長となる。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

理事は、重要事項の審議を行う。

第9条 役員の任期は、選出された日より1年後の定時総会までとする。ただし、再任を妨げない。

第10条 本会に識見優れた人を顧問としておくことができる。

第11条 顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱する。

## 第6章 事務局

第12条 事務局は、新宿区環境清掃部環境対策課内におき、事務局員は同職員とする。

第13条 事務局は、会長の指示に従い本会運営に必要な事務処理を行う。

## 第7章 会 議

第14条 本会の会議は、総会、理事会とする。

第 15 条 会議は会長が招集する。

第 16 条 総会は、本会の最高決議機関として、本会の重要事項を評決する。総会は定時総会および臨時総会の 2 種とする。

1. 定時総会は毎年 1 回年度頭初に開催する。
2. 臨時総会は、会長が必要と認めるとき理事会の議決を経て開催する。
3. 法人会員の 3 分の 1 以上が、会議の目的事項および招集の理由書を提出して、総会の招集を求めるときは、会長は請求のあった日より 3 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
4. 総会の評決は、出席している法人会員の過半数の賛成を要件とする。

第 17 条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成し、原則として必要なときに随時開催し会務を評議する。理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

## 第 8 章 個人情報取り扱い

第 18 条 本会が保有する会員名簿等の個人情報は、本会の事業活動以外の利用を禁止し、事務局は適切かつ責任をもって管理・運営しなければならない。

## 第 9 章 そ の 他

第 19 条 本会則の変更は、総会の決議を経なければならない。

第 20 条 本会運営に必要な細則は、理事会の議を経てこれを定め総会に報告するものとする。

第 21 条 削除

以上